教労第　1945　号

令和６年１月25日

公募型競争入札参加者　各位

教育委員会事務局　教職員労務課長

**発注情報詳細等に対する質問回答書**

件名　産業医職場巡視業務委託

上記の件に関して質問がありましたので、次のとおり回答します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 項目（頁数） | 質　問　内　容 | 回　　答 |
| １ | p.７  仕様書の２項  委託者から提供する情報 | 委託者より提供頂く情報の受渡方法や何時の時点で受け取るのかについてご教授ください。  また、一括で提供いただくのか、各事業場（学校）単位で個々に提供いただくことになるのかも合わせてお願いします。 | Ｅメールまたは郵送による提供となります。提供の方法とタイミングは次のとおりです。  (１)学校の概要に係る資料  (２)ストレスチェックの集団分析結果、健康診断の受診状況　等  (３)公務災害の発生状況  (４)月80 時間超の超過勤務者の情報  【提供の方法】  (１)～(３)はＥメール  (４)は郵送  【提供のタイミング】  (１)の一部、(２)、(３)･･･契約の締結から初回巡視日までの間  (１)の一部、(４)･･･令和６年４月  ～令和７年３月まで、毎月上旬  各事業場（学校）単位になっているものを一括で提供します。 |
| ２ | p.７  仕様書の２項  委託者から提供する情報 | 委託者より提供頂く情報は複写・電子化処理不可とのことですが、提供頂いた情報の原本を持参する運用となりますでしょうか。 | 提供した情報の原本を持参ください。契約締結から初回巡視日までの間に提供した情報を、各事業場の初回巡視時に持参いただくことを想定しています。 |
| ３ | p.７  仕様書の４項  事業場への巡視 | 各事業場へ訪問する産業医は事業所ごとに固定しなければいけないのか、訪問ごとに変更となっても問題は無いか。 | 原則、固定してください。ただし、産業医の追加等により年度途中で担当事業所が変更となることはやむを得ないものと考えています。 |
| ４ | p.７  仕様書の５項  産業医の氏名等の通知 | 本業務に従事する産業医は、業務受託期間中に追加・変更が発生した場合、都度、委託者へ通知を行うことでよいか。 | 追加・変更の都度、通知いただければ結構です。 |
| ５ | p.２  発注情報詳細  提出書類 | 「労働安全衛生規則第14条第２項に定められた産業医等に規定される者の一覧（任意様式）」に記載する情報ですが、受託者が当該業務遂行にあたり提供可能な産業医の母数（人数）を記載すればよいのか。 | 当該業務遂行に提供していただける産業医の母数（人数）のみの記載で差し支えありません。 |